

公益社団法人 日本臨床細胞学会
細胞診専門医資格更新実務に関する施行細則

(資格更新手続きの期日)

第1条 各5年目の12月10日までに完了しなければならない。

(申請書並びに更新審査手数料)

第2条 学会が用意する所定の資格更新申請書に必要事項を記入し、審査料を添えて学会事務局に提出する。必要書類は、学会事務局から更新年度に該当者に送付する。

(資格更新の条件)

第3条 資格の更新にあたっては以下の条件を満たさなければならない。

1. 引き続き本法人の会員であること。
2. 学会費及び専門医会費を完納していること。
3. 地域連携組織での地域活動に貢献していること。
4. 細胞診専門医にあつては、5年間のうちに、本法人春期又は秋期大会に2回以上出席し、以下に定める内容で5年間50単位を満たしておかななければならない。
5. 保留は1回のみとし、次の5年間で更新に必要な単位を得た場合、更新を認める。ただし、この場合は以下に定める内容で5年間のうちに60単位を満たしておかななければならない。保留中の5年間は専門医としての活動は認める。5年後に点数が再び不足した場合は専門医資格を失う。

(単位の内容)

第4条 資格更新の単位は以下の通りとする。

1. 診療実績 最大10単位

1) 細胞診専門医としての活動届(年間細胞診断件数、経験症例数等)の提出 1年間2単位

2. 専門医共通講習 最低5単位、最大10単位(このうち3単位は必修講習)

1) 細胞診専門医研修指定講座(必修項目含む)1単位

(学術集会に出席しない細胞診専門医研修指定講座の出席単位は認めない)

① 医療安全講習会(必修項目:1単位以上/5年)

② 感染対策講習会(必修項目:1単位以上/5年)

③ 医療倫理講習会(必修項目:1単位以上/5年)

必修項目については、細胞診専門医委員会が指定する関連学会(地方会を含む)における受講歴やE-learningも単位として認める(1単位/1時間)。

2) 春期大会細胞診専門医会 1単位

(学術集会に出席しない細胞診専門医会の出席単位は認めない)

3) 秋期大会細胞診専門医セミナー(教育研修指導医講習会を兼ねる)1単位

(学術集会に出席しない細胞診専門医セミナーの出席単位は認めない)

3. 診療領域別講習 最低20単位、最大45単位

1) 本法人春期大会参加 3単位

同 秋期大会参加 3単位

2) 本法人の認定する地域連携組織の学術集会参加 2単位

本法人の認定する都道府県連携組織の学術集会参加 2単位

(都道府県連携組織に加入しない者の学術集会の出席単位は認めない)

3) 本法人の認定する地域連携組織(都道府県)の会員となり、地域活動に積極的に貢献した場

合

1年間3単位

- 4) 細胞診専門医委員会が審議・認定したセミナー、講習会、関連学会（地方会を含む）における受講歴やE-learningも単位として認める（1単位/1時間）。
4. 学術業績・診療以外の活動実績 最大10単位
- 細胞診専門医委員会が指定する学術集会（地方会等を含む）や内外論文における下記活動に対して単位を認める。
- 1) 筆頭発表者 1単位
 - 2) 共同発表者 0.5単位
 - 3) 司会や座長 1単位
 - 4) 筆頭著者 2単位
 - 5) 共著者 1単位
 - 6) 査読 1単位/1回
 - 7) 専門医や検査士試験業務 1単位/1業務
- 学会発表や講演、司会や座長はプログラムの写し、著書は監修・編集・執筆の証明となる部分の写し、論文は別冊又は写し、査読や試験業務は委嘱状の写しを添付する。なお、学会発表及び論文掲載誌の質についての評価は細胞診専門医委員会で行う。

（特段の理由のある場合の措置）

第5条 海外留学・病気療養・妊娠出産・育児・介護等、特段の理由のある場合は、細胞診専門医委員会で条件を緩和することができる。

1. 専門医資格更新期間は5年間とし、期間の変更は行わない。
2. 更新期間内の海外留学期間・病気療養期間・妊娠出産期間・育児期間・介護期間は、5年より該当期間を除外し、残余期間での取得単位を5年間に換算して判定する。
3. 海外留学期間・病気療養期間・妊娠出産期間・育児期間・介護期間は、5年間の中で最長4年間を認め、これを証する書類の提出を求める。
4. 妊娠出産期間・育児期間を証する書類は、出生を証することのできる住民票や母子健康手帳の写しなどである。介護期間を証する書類は、診断書や介護保険主治医意見書の写しなどであるが、書類のない場合には自己申告書を求め、これを細胞診専門医委員会で審査する。
5. 更新対象期間全てが、海外留学期間・病気療養期間・妊娠出産期間・育児期間・介護期間等で占められる場合は、資格更新は保留とする。
6. これらの運用基準は、男女を問わず適用することができる。

（実施要項の変更）

第6条 本実施要項の変更は理事会の承認を経なければならない。

附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成25年6月2日 一部改定施行。
3. 平成25年11月1日 一部改定施行。
4. 平成27年4月25日 一部改定施行。
5. 平成27年11月21日 一部改定施行。